

神戸市密集市街地建物除却事業補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 14 日 住宅都市局長決定
令和 5 年 2 月 20 日 改定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市密集市街地建物除却事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関する必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 老朽建築物 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、主要構造部が木造の建築物をいう。
- (2) 神戸市密集市街地建物除却事業 密集市街地において、老朽建築物の解体除却工事の費用の一部を補助することでまちの安全性を向上する事業をいう。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（以下「建設リサイクル法」という。）に該当する場合は、適正な分別解体、再資源化等を実施したものに限る。

(対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、別表 1 に定める区域に存する老朽建築物の所有者、他の所有者から同意等を得た代表の所有者、当該建築物について家庭裁判所から選任を受けた財産管理人又は所有者が不在等で民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 171 条に規定する代替執行の決定を得た者。

(事業の適用)

第4条 当該補助事業が完了した年度の年度末から 10 年間は、完了後の土地に建築する建築物は、準耐火建築物又は耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を有するものとすること。

2 補助事業者及び土地所有者は、老朽建築物除却後の土地について、適正な維持管理に取り組むこと。

(補助の要件)

第5条 補助事業者は、別表 1 に定める区域に存する土地内の建築物の除却をすること。

2 当該老朽建築物の所有権を有する者（以下「関係権利者」という。）が複数存する場合は、関係権利者の同意等が得られていること。

- 3 原則として、他の制度に基づく補助金の交付及び公共事業による補償を受けていないこと。
- 4 補助事業者は、解体除却について同種の補助事業と重複してはならない。
- 5 補助金の交付は、同一の土地内において一度限りとする。
- 6 補助事業者は、建設リサイクル法第 21 条の規定を満たす解体除却業者を相手方とすること。

(対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する老朽建築物の解体除却に要する経費のうち、次の各号の合計とする。ただし、補助の対象となる経費は、国土交通大臣の定める住宅局所管事業に係る標準建設費等の除却工事費又は神戸市の定める額のいずれか低い方の額を限度とする。また、補助事業者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 上部構造物の解体除却工事費
- (2) 特殊基礎（杭、地盤改良など）を除く基礎の解体除却工事費
- (3) 解体除却後の埋め戻し及び整地費

- (4) 解体除却工事に必要な仮設工事費
- (5) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額とする。

対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。ただし、戸建形式等の場合は128万円、集合形式等の場合は256万円を限度とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号（補助金の受け取りを他の者に委任する場合は様式第1号の2））
- (2) 位置図、現況写真
- (3) 建物の配置図、平面図、求積図（平面図及び求積図は、登記事項証明書又は固定資産評価証明書から老朽建築物の現況延べ床面積が確認できる場合は提出しなくてもよい）
- (4) 公図、登記事項証明書（未登記の場合は建築年次記載の固定資産評価証明書）等の建物の所有者と、建築年次が確認できる書類
- (5) 老朽建築物の除却事業に係る業者からの見積書の写し
- (6) 見積もり書を作成した業者が建設リサイクル法第21条の規定を満たす解体除却業者である事が確認できる書類（建設業許可又は解体工事業登録の写し等）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業の工事契約は、第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 工事請負契約書及び領収書の写し又は補助事業者が当該除却工事を請け負った業者に支払った

ことを証する書面の写し

- (3) 事業が完了したことが判明できる写真
- (4) 建物滅失証明書の写し（未登記の場合は不要）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額が補助金の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、第 1 項により適合すると認めたときは、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 20 日から施行する。

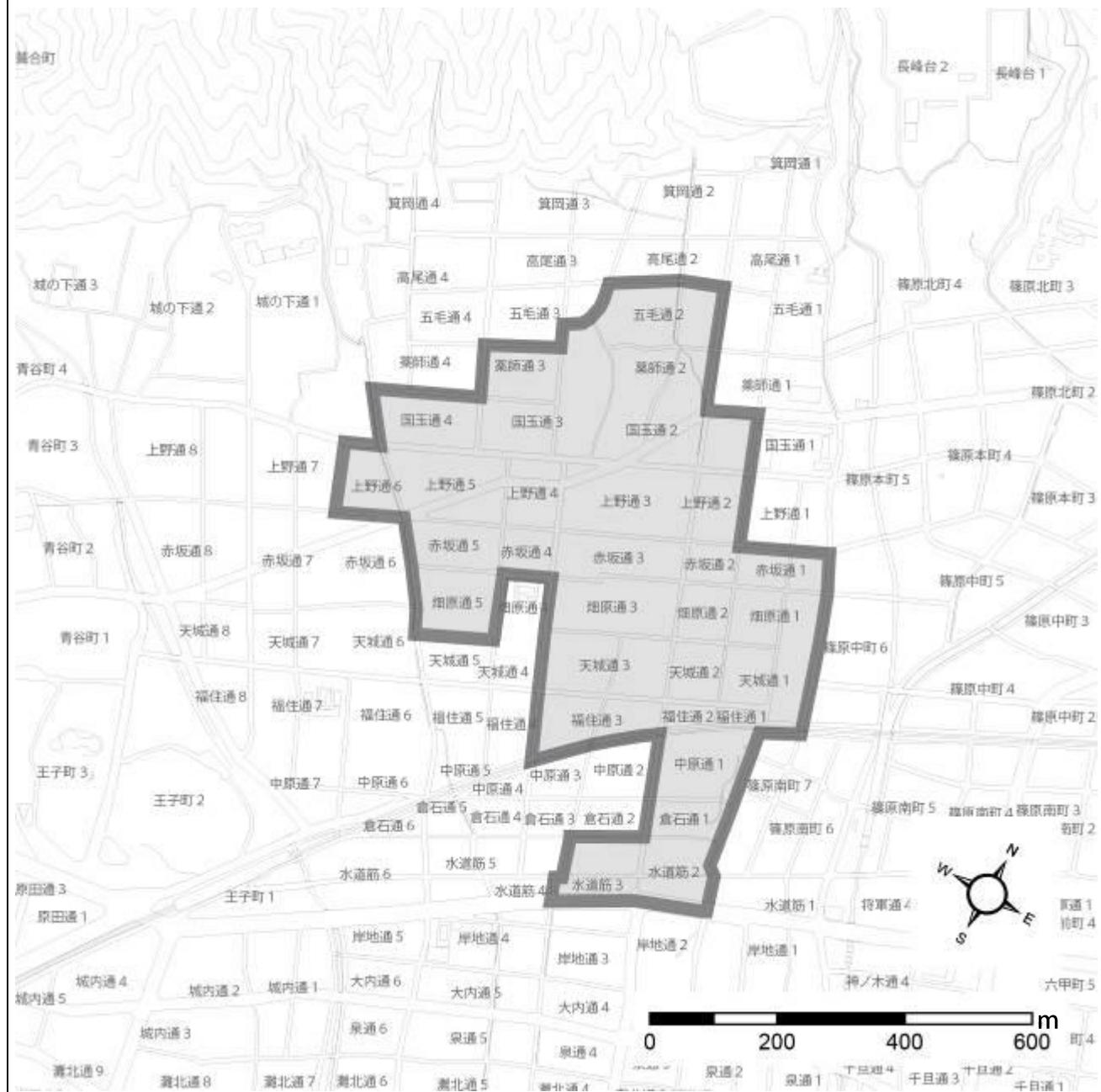
別表1（第3条関係）

1. 滬北西部地区

対象区域<灘北西部>

五毛通2丁目、薬師通2～3丁目、国玉通1丁目の一部、2～4丁目、上野通2丁目～6丁目、赤坂通1～5丁目、畠原通1～3、5丁目、天城通1～3丁目、福住通1～3丁目、中原通1丁目、倉石通1丁目、水道筋2丁目、3丁目の各一部

区域図（参考）

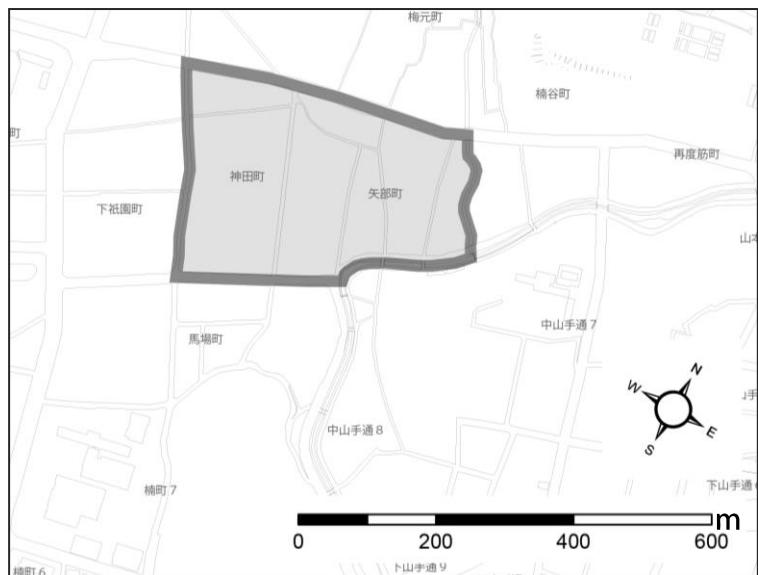
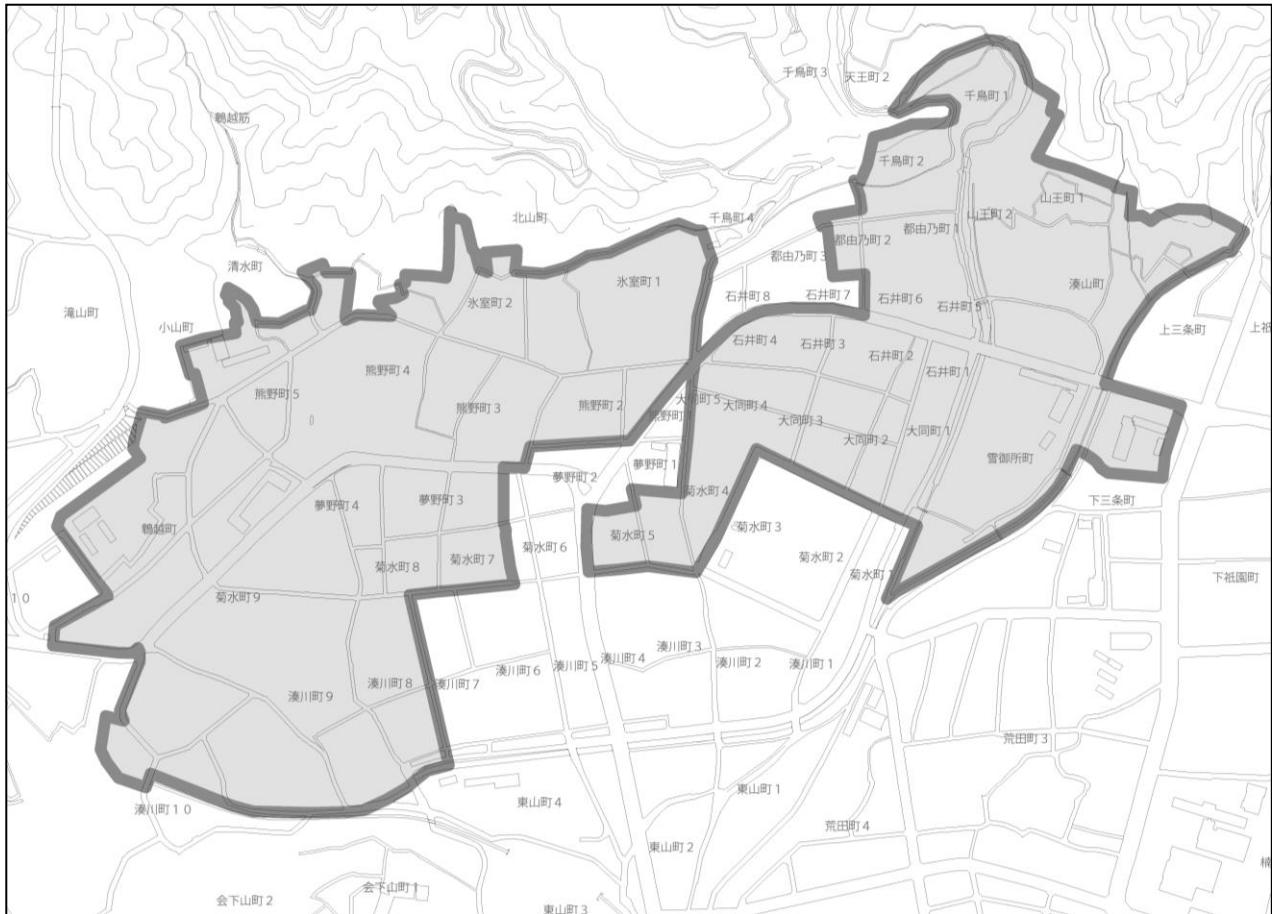


2. 兵庫北部地区

対象区域<兵庫北部>

氷室町1丁目の一部、2丁目、熊野町2～5丁目、鶴越町、夢野町3～4丁目、菊水町4～5丁目、7～9丁目、10丁目の一部、湊川町8～9、10丁目の一部、雪御所町、大同町1～5丁目、石井町1～6丁目、湊山町、山王町1～2丁目、都由乃町1～2丁目、千鳥町1～2丁目、下三条町の一部、矢部町、神田町

区域図（参考）

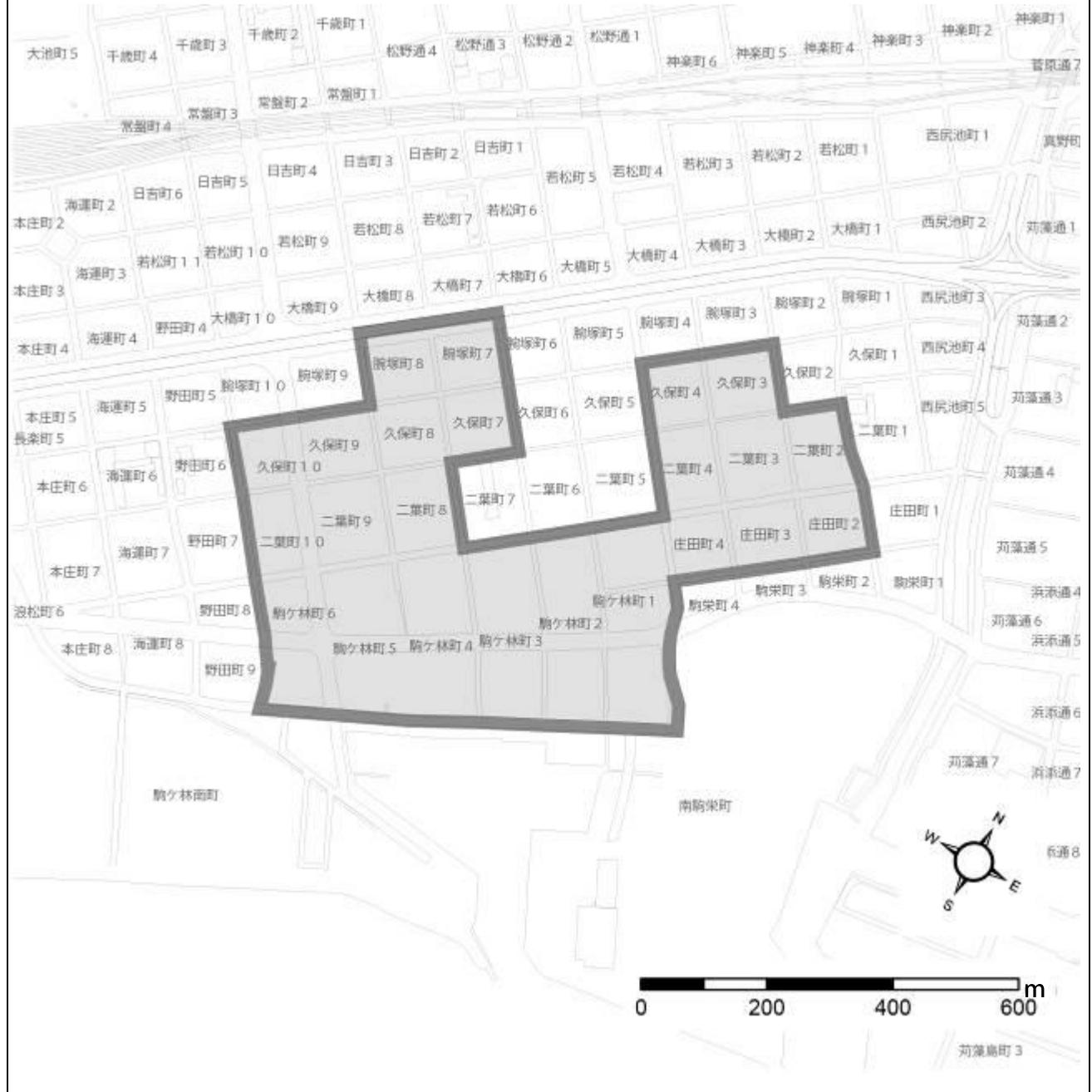


3. 長田南部地区

対象区域<長田南部>

腕塚町7～8丁目、久保町3～4、7～10丁目、二葉町2～4丁目、8～10丁目、庄田町2～4丁目、駒ヶ林町1～2丁目、3～5丁目の各一部、6丁目

区域図（参考）

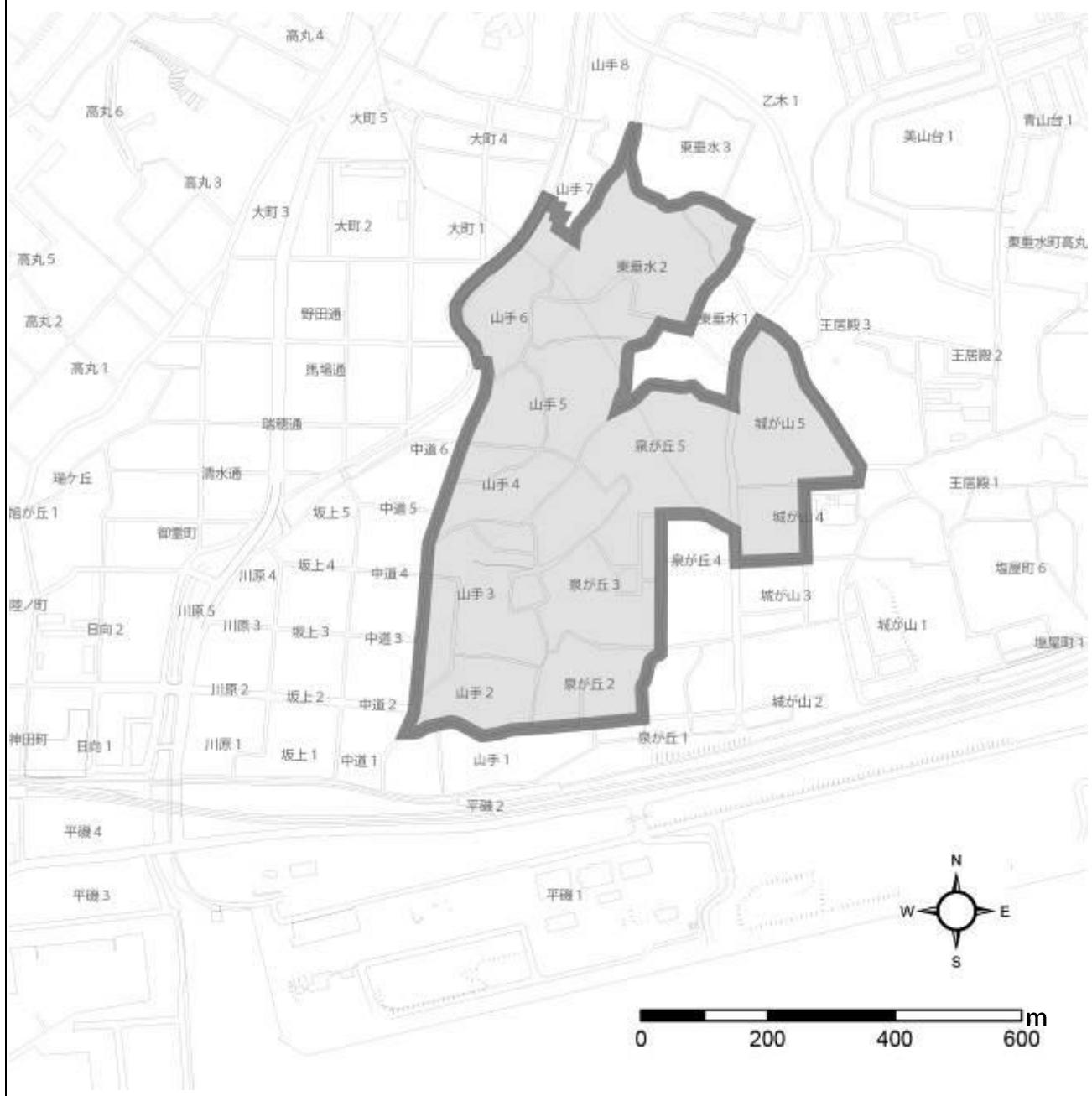


4. 東垂水地区

対象区域<東垂水>

山手2～6丁目、山手7丁目の一部、東垂水2丁目、泉が丘2～3丁目、4丁目の一部、5丁目、
城が山4丁目の一部、5丁目

区域図（参考）



別表2 様式集

種類	関係条文	様式
補助金交付申請書	要綱第8条	様式第1号
補助金交付申請書	要綱第8条	様式第1号の2
補助金交付決定通知書	要綱第9条 第1項	様式第2号
補助金不交付決定通知書	要綱第9条 第2項	様式第3号
補助金交付決定内容変更承認申請書	要綱第10条 第1項	様式第4号
補助事業中止（廃止）承認申請書	要綱第10条 第1項	様式第5号
補助金交付決定変更通知書	要綱第10条 第2項	様式第6号
補助事業中止（廃止）承認通知書	要綱第10条 第2項	様式第7号
補助事業実績報告書	要綱第11条	様式第8号
補助金額確定通知書	要綱第12条 第1項	様式第9号
補助金交付決定取消通知書	要綱第13条 第1項	様式第12号